

平成 20 年 10 月 1 日発行

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 3

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

## 住宅用火災警報器の訪問販売にご注意を！

### 設置義務につけこむ悪質業者にだまされないように

近年、住宅火災による死者が増えており、死者の 7 割が逃げ遅れといわれております。特に、子供や高齢者が多いため、被害を未然に防ぐため、平成 16 年に消防法が改正され、火災警報器の設置が義務づけられました。

設置義務の時期は、新築及び増改築等については、平成 18 年 6 月 1 日より、既存住宅は、平成 23 年 5 月 31 日までに設置しなければなりません。

住宅用火災警報器は、寝室等に設置することになり、電気量販店などで販売しておりますが、購入は、(財)日本消防検定協会の NS マークのついている商品を選定するようお勧めします。

### 不審な訪問販売に注意を

販売について、消防職員、市職員、公的機関が販売することはありません。(消火器の点検・販売も同じです。)

住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリング・オフ制度が適用になりますので、不審に思ったら、すぐに消費者センターにご相談を！

住宅用火災警報器の設置についてのお問い合わせは、稚内消防署(電話 23 - 2176)へ！



### 9 月 17 日、金融機関等振り込め詐欺被害防止ネットワーク会議開催

ATM で携帯電話を使っている人がいれば、要注意だよ！

稚内警察署と銀行や郵便局、ATM のあるスーパーやコンビニなど 19 機関が参加して、巧妙化する「振り込め詐欺」の被害を防ぐための通報や情報共有について協議され、各関係機関が一丸となって被害防止・抑止のために連携を図ることが確認されました。なお、「振り込め詐欺被害防止ネットワーク」の詳細については、

稚内警察署 24 - 0110 (警務課・生活安全課) へお問い合わせください。

## 相談事例(稚内市消費者センター)

「電話で、『健康チェック』と言われ質問に答えたところ、数時間後に再び、『あなたには魚類から抽出した健康食品がよい』と、長時間勧誘された。必要がないと断ったにもかかわらず、翌日宅配便で届けられた。返品したいがどうしたらよいか。」との相談について、承諾がなく契約は成立していないため、事業者へ連絡して返送した。

健康食品で効能効果をうたうことは原則禁止されています

金融機関から、「顧客が『1億数千万円の小切手を獲得する権利を得た』、『手数料5千円を支払わないと権利を失う』などと書かれた封書を受け取ったと持参した。」との情報提供について、海外から郵便で届いており、内容等が海外宝くじとよく似ており、無視することなどを伝えた。

同様の相談が数件寄せられている。

海外宝くじは、違法性が高い(刑法第187条)といわれています

### 地域消費者被害未然防止ネットワーク研修会開催！

宗谷支庁主催 11月17日(月) 場所・未定

高齢者や障害者を巡る悪質商法の被害が多発していることから、日頃、高齢者等と接する機会の多い保健、福祉関係機関・団体の担当者を対象に、標記研修会が予定

されております。講師は、北海道消費者協会の消費生活相談推進員、渡邊ゆか氏で、悪質商法の手口と対策についての講演があります。多数参加を！

問い合わせは、宗谷支庁・環境生活課 33-2527へ

### こんにちは！ 稚内消費者協会です

消費者協会の最近の活動を紹介します。

9月は、ふくしフェスタに参加し、悪質商法などへのだまされやすさチェックと手作りマイバッグの展示を行いました。

また、富岡町内会老人クラブ富寿会とデイサービスセンター潮見園を訪問し、悪質商法などの寸劇を行いました。

10月5日には、稚内市との共催で第38回くらしをみなおす消費生活展を稚内副港市場で開催します。

今年は、悪質商法の啓発のほか、環境に配慮した取り組みとして、フリーマーケットやリフォームファッションショーも予定しています。

消費者協会では、悪質商法の被害にあわないための寸劇を訪問して行うほか、賢い消費者になるためのさまざまな活動に取り組んでいます。

興味のある方は下記までお問い合わせください。

稚内消費者協会事務局(市役所市民生活課内) 電話 23 6413(直通)